

性なく並んでいたら辞書が引けないのと同じでありまして、六法も一定の規則に従って並べられていて、各法律においても一定の規則に従って条文が並べられている。さらにそのまた下に、各論として一定の法則に従って条文が並べられているとすると、その全体の構造をつかんでいると、どこを調べれば、いま自分が考えていることについてのヒントが隠されているのがわかる。辞書が引けないのでは全く言葉を調べられないのと一緒で、そういう意味で体系的な知識を、細かいところにはあまりこだわることなく、全体構造をきちんとつかむ、ということを早いうちにすることが、少なくとも日本においては必要なだろうというふうに思っております。

鈴木

同感です。

そうすると、特定の教科書を指定しておいて、そして、その中で、全体の体系的なものとはかく予習してこいということが前提になっていて、教師が教えるところは重点的に、重要なところを教えるということになりますか。

丸山

ところが、先ほど言いかけたように、教科書を読んないというところに問題がある。

安達

公法系の科目のうち、行政法の分野について少しお話をさせていただきます。

公法演習Ⅱと、その前提に公法Ⅲという講義科目があるのですが、未修・既修にかかわらず、行政法の分野についてはほぼ全員初習行政法なのです。民法などとは違っています、二年次から取る公法Ⅲという行政法の授業は、法学部出身者でも学部時代に行政法を履修していない学生が大半ですので、初めて学ぶ行政法なのです。そういう意味ではスタートラインは同じなのですが、初習行政法でス

ターゲットして、最終的に新司法試験の論文試験に対応するところに二年間で持っていくことが大変なのです。わずか二年間で、論文試験のレベルまで達するというためには、圧倒的に授業時数が足りない。

そういうことをまず前提として申し上げまして、そこで、二年次の講義科目では、半期の授業です。この時間も時間数は足りない。そうすると、初めから行政法の総論の体系に従って順番に教えていくということは無理で、それは初めから放棄せざるを得ないということになります。しかし、そうは言っても、ある程度体系的に全体の構造を理解する必要がありますので、総論体系に従いつつ、講義では主要論点について重点的に解説するということにならざるを得ないのです。

これに対して、三年次の公法演習Ⅱのほうは、体系は崩して、重要な論点について、特に判例を中心に、判例で重点的に取り扱われているような、論点に特化して、これも時間数が足りないために項目を絞って、じっくり判例を読む練習をやったり、判例をベースにした事例をつくって事例演習をやったりというところを私が担当しまして、森田先生には、実際に担当なさった事件などを素材にして、事例に基づいて法律構成をするという演習をするということで、無理やり論文式試験に対応するところまで持っていくという、かなり乱暴な形でやっているのです。もともと学生がそれを十分に消化しきれているかどうかという点は問題でして、学生のほうは、やはり教科書志向といえますか、体系志向があつて、論点潰しをしたがりですので、やっていない論点がいっぱいある。学生からすると、そこが気になってしょうがないですね。

そこで、こちらが対応できないので、学生が自主的にサブゼミをつくって、サブゼミで演習の教科

書を使ってやっています。それで、適宜質問に来るといふことで、個別指導で対応するといふようになっっています。

そうすると、結局、ロースクールの授業といふのは、学生が十分に自習しているといふことを前提に、それに講義や演習をするといふことにならざるを得ないわけです。

そうすると、一つは、講義科目と演習科目で、最低限これをしなければならぬといふ発想はもうやめたほうがいいのではないか。ある程度論点を絞った上で、それをきちんと、考え方も含めて教えるといふことに特化すべきかなといふふうに思っています。

それから、学生の十分な自習が前提だと言いつつも、必ずしも十分に実現していないといふ面がありまして、学生自身も、講義、演習の予習で手一杯といふところもありますので、なかなか難しい。そうすると、学生の自習をどうサポートするかといふことにもう少し力を注ぐ必要があるのかなという感じもします。ただ、そうなりますと、その学生に対する個別指導は負担がかかりますので、現行のスタッフではその負担に対応しきれないという面があります。そのスタッフやサポーターを充実させるということも含めてそこを考えないと、なかなか学生が消化しきれないのではないかといふふうには、いま思っているところです。

森田

ちょっと補足しますと、実は、これはあまり大きな声では言えないのですが、やっぱり実務家教員でも、行政法をちゃんと勉強している人なんてほとんどいないですね、率直に言つて。ただ、経験的に、行政事件をやっているからまだしも私はネタがあるのですが、そういう意味では、安達先生と

一緒に演習をやって、本当に新鮮な勉強をいっぱいやっているという実態があります。

ただ、一方で、実際に出ている択一の問題、論文の問題もそうだし、あるいは、実務でもそうなんですけれども、あんまり細かい知識とは別に、具体的な問題をどう処理するかという訓練を一定することで、対処できるという部分はあるわけなんです。

そういう意味では、私はそういった部分をやる。自分の手持ち事件をベースにしながら、例えば国賠の問題であるとか、抗告訴訟、あるいは不服申し立てとか、基本的な論点に結びつけた形で事例を取り上げるといったことをやってみたり、あるいは、一部分は先ほどの情報公開法制という科目で、おさらびにまたやってみたりもするんですけども、そういったことで、できるだけ手持ち材料を、なるべく普遍性を持たせながら生かそうという工夫はしていますけれども。やはり、時間的に圧倒的に足りないという感じはします。

ですから、私はなるべく起案の課題を出して、レポートを出してもらって採点するという部分をやっています、ですから、担当のコマ数自体は安達先生より少し少なめにしてもらっているのですけれども、それでも、本当を言うと安達先生がきちんと基礎的なことを教える時間はもつとあったほうがいいのかなと一方で思いつつ、でも、こちらはこちらでやることもあるしというようにことで綱引きをやっている感じもありまして、そういう意味で、行政法分野の勉強はいかにきちんと時間を取るか、かつ、勉強に必要な材料というのですか、適切な教材を整えていくのかというように意味でも、非常に課題は多いところかなというふうに思っております。

それと、安達先生が最後に言われた、もうちょっとほかの人にも補助してもらってというようなことも確かに思うんですけども、これは、学部の先生の補助ということもあるのかもしれないのですけれども、ただ、実務家がこれを補助して手伝うということは相当難しい。というのは、やはり、弁護士あるいは特に若手弁護士で行政法分野の訴訟をやっている人というのは非常に限定されていますから、ほかの分野と違って、ちよつと誰かその辺の弁護士を頼んで、「やってよ」ということができないう分野であるという難しさはあるかと思えます。

阿部

行政法に通暁している弁護士の方、実務家の方はそれほど多くないということですが、法科大学院というのは、もちろん現役の学生に対する教育というのが一番ですけれども、ある種、教えることによって学ぶという場でもあると思うのですね。研究者が実務家から、実務家が研究者から学ぶというところに現れているのですけれど、加えて、教える場を新たに与えることによって、行政法に詳しい実務家を養成していくということも法科大学院では可能ではないでしょうか。

森田

その点で言いますと、実は、弁護士会の中でも最近になって行政訴訟研究会というのができまして、これはちょうど、こちらのリーガルクリニックに来てもらっている本間豊弁護士が事務局担当をやっています、そういったところと交流を持ちながらやっていくことで、相互に人材を養成するということができるかなと思うのです。

矢口

「公法Ⅰ」という法律基本科目では憲法を中心に教えているわけです。それで、法律基本科目はどれもそうでしょうけれども、時間的制約、クラス規模そして対象学生の格差から、教育方法がむずか

しいですね。最初に考えたのは、多方面というか、少なくとも双方向の教育が必要だということがいわれていたもので、かなり学生とやりとりしながらやっていこうということでした。

ところが、これもやはり、先ほどいったように、多様な学生の一面なのですが、対象学生に未修者と既修者（かつて法学をかなり学んだ経験がある者）がいて、知識的に非常にばらつきがあり、やりにくいのです。実際双方向でやってみると、教師のほうはある意味楽でいいかもしれませんね。しかし進まないですね。質問しても学生はちゃんと答えませんし、それを一々待っていると進まないということですよ。

そういうことも、少しずつ実験しながら、最終的には、とにかく、時間内に憲法で中心的なこと、基礎的なところは全部おさらいをするという、未修者でもわかるような授業をやるという教育方針に変えてしまいました。そうしますと、既修者はそんなことは知っているというふうにいるかもしれないけれども、よく考えてみると理解不足の点もいっぱい出てくるはずだから復習のつもりで聞きなさいといって、憲法全体をやるという、授業の方式を行っております。（結果、双方向的な方式は少なくなっています。）

その結果どうかというと、従来、定期試験ではパスできなかった再試受験者というのが随分出るんですけれども、全くの未修者と、法学部出身者と、大体半々くらいなのです。要するに、未修者ばかりが再試験かというと、そうではなくて、既修者もいっぱい再試験の資格を持っているという状態なのです。ですから、授業の仕方はそれほど作用していないのではないかと。むしろ、学生の自学自

習の意欲を刺激し、やる気を引き出すのに何が必要かを考えるほうが大切か、という気がします。

授業が終わって、質問等に来るのは既修者のほうが多いのは確かです。未修者の質問は勉強の仕方に関するものがほとんどなのに対して、既修者はやったことの先について、さらに一歩突っ込んで質問してきます。こういう学生は多くはありませんが、非常に伸びていますね。ですから、こういう学生をどういうふうに育てていくかというのが一つの重要な課題だという気がします。

一年次にこうして授業で身につけた知識を、二年次の公法演習Ⅰでは、判例を通じて整理し、実際に使いこなし、理解を深めるようにします。要するに、一審から最終審までの判決を読み、まず客観的に事件の流れと各審級での判決を理解し、それをどのように評価するかを明らかにし、つぎに最高裁判所の判決を實際上・理論的にどう考えるかを議論し、自らの考え方を確立できるようにするわけです。

ただ、ここでも、大変残念なのは時間的余裕がなくて、基本的人権に関する最も基本的な問題を、取り扱うことはできても、最後にできれば議論したいという部分の前で終わってしまうわけです。要するに、基本的な論点を押さえていって、こういうことだというふうに一応理解が行き届いて、それで、「これから議論しましょう」という、あるいは演習問題を出しているのですが、それについて誰かが解答を用意し、それをめぐって議論したいと思っただけなんですけれども、なかなかそこまではいかないというのが現実です。結局、復習的な、知識の整理と思考方法の整理というところで大体終わってしまっているのです。

問部

そこで、ここで問題になっている、研究者教員と実務家教員がコラボレーションできているかという、これは何とも言いにくいですね。私のほうはコラボレーションできているのではないかと思っ
ているのですけれども、問部先生はいかがですか。とにかく、実務から一番遠い科目というふうにいっ
ていいと思いますね。こういう科目に実務家としてかわること自体が大変なことだと思つたのですけ
れども。ただ、問部先生は、まさに稀有の存在で、関わられる数少ない弁護士の人だと思つています。
先生は、経験に基づき、非常に刺激的なことを学生に言っていたらいいし、そういう意味でも、
コラボレーションとして悪くないというふうに自画自賛しているわけです。

苦い経験を言えば、私が担当した政教分離裁判を取り上げたところ、学生から反発が出て、自分の
価値観を植えつけようとしているのではないかというような批判が出たことが一年目にありました。

ただ、ほかの教科書なんかではやらないような視点を考えてもらおうと思つて、まさに考えるため
に政教分離の素材を出したのですが、なかなかその噛み合わせがうまくいかなかったという反省と
ともに、課題意識を感じますね。

実を言いますと、二年目からはあまりその色は出さずに、最高裁判例をベースにして、限定してや
るようにはしております。

感じているのは、質問していくと「パスです」とか、そういうのが結構いまして、質問されて自分
で答えるべきなのに、「次の人へどうぞ」とかいう、そういう応答が結構目につくということがありま
して、せっかく演習で意図しているものが、そういう答え方が容認されるような空気というのはよ

鶴藤

しくないなという感じを、実は持っています。

学生が質問に対して、「パスです」と言うと、パスすると言っている学生に、それでも考えろと言っても時間だけとられますので、いったんパスさせておいて、その後、「じゃあこれならどうか」と言って、その学生に何度か戻るといいうようにして、まあ、学生の側はいじめられているというふうに受け取っているかもしれません、何とか参加させようと、教師の側はしているところです。

実は、質問に対して答える順番が決まっていますと、学生というのは、自分があたりそうな所を予測して、そこだけ一生懸命考えているので、一度当たると、その後はもう頭が真っ白になっている節がある。これはものすごく不安なところで、危険なところだと思ふのですけれども。この前の司法試験の問題と同じことは、三年生の総合演習で一度やっていたのですが、司法試験を受けた学生に、「あれは演習でやったから、できただろう」と聞くと、「そういえばやったかもしれませんが」と。わずかに一五人でやっていた一学期の演習の頃ですらそうなのですから、今後は果たして大丈夫なのだろうかと不安なわけです。ですから、どうやって学生に主体的に演習にかかわらせるか、参加させるかということが問題なわけです。演習におけるテーマは厳選して、別に私は司法試験に出る問題を予想して組んだわけではないですし、どこの大学の、どの先生が考えても、重要なところは重要だということ、同じだと思えますけれども、そのようなテーマを扱っているにもかかわらず、学生の側は、頭が真っ白になっているということです。

問題点を学生の側の責任にすり替えようとしている、ということではないのですけれども、そうい

う意味ではなくて、しかし、どうやって演習を展開させていくのかということ、私自身も悩んでいるところであり、皆さんからそのあたりのこととお話を伺えればと思います。鈴木先生も大変に苦労したというふうにおっしゃっていましたが、私も苦労しました。

丸山 刑法のほうもお聞きしたいと思います。

近藤 演習に関して言いますと、昨年度、初めて一年生で教えた学生を演習で見たのですけれども、そ

のとき感じた印象というのは、本当にはつきり二つに分かれてしまったなということです。一方は、ちゃんと自分で考えようとして、自分で考える能力ができてきた人たち。他方は、恐らくは、すでに一年生のときに考えることを放棄してしまって、あとは暗記で何とか切り抜けようとしてきた人たちですね。

後者のほうに行ってしまった人は、一応、自分の頭の中では理屈はつけるんですけども、妄想に似たところがあって、理屈は通らず、しかも、変更はきかないですね。だから、私の感覚では、講義でも演習でも、やっていることは具体的な事件の解決、どうやって妥当な解決を導くかということ、それだけであって、演習と講義で目的の違っているところはないわけですから、問題を解決すること、妥当な解決を導くことではなくて、試験に合格すること、暗記することという、そっちのほうを目的としてしまった人は、もう、それはどうしようもない。これを何とかするには、一年生のときに、考えることの大事さというのを繰り返していかないとかなというところですね。

あと、実務と理論の架橋ということについて言うと、私の感覚の中では、理論というのは当然、実

務というか、具体的な事件の解決のためにあるわけで、それ以外のものではないので、私の中では、架橋は大事なんですけれども、特に改めて意識することはないです。

で、コラボレーションについていうと、永野先生と私の間では、議論というのはそんなに活発ではなかったですかね。

永野

私も、刑事法演習を担当しましたが、具体的な裁判例を素材にして問題点はどこにあるか、それどのように解決、処理するかということで、授業を進め、学生皆から発言を求め、全員から意見を聞かせてもらいコメントするという姿勢で行いました。確かに、近藤先生がおっしゃるように、学生の中には、暗記、抽象的な理屈ばかりで、問題意識をもって具体的な事件について適正、妥当な解決を導くといったことにつき思考が及ばない者も見受けられます。そのため、刑事訴訟法は講義主体でしたが、演習は、実際の裁判例をテーマとし、学生に関心をもってもらい、事件をどう解決するか、その思考力を養ってもらおうべく、学生諸君の発言、意見を中心に授業を進めました。

近藤

先生と演習をやらせていただいた一年目は、ちょっと様子がわからなかったのですが、演習の中での、意見交換は少なかつたと思うのですけれども、二年目の後半ぐらいから徐々にそれが増えてきたかなという感じもありましたけれどもね。こんなところを先生にうかがっても、先生はおもしろくないかな、とか、迷惑をかけてはいけないと思つて、いろいろな気を使つて。

鈴木

私と阿部先生がクラス担任でやった一年生のA、B、どちらだったか忘れましたが、懇談会のときに、刑法では、私は行為無価値論がいいと思うんだけど、教える教員は結果無価値論でな

いと駄目だというようなことで、これはどう考えたらいいんでしょう、というような質問を受けたことがあるわけです。

結果無価値論、行為無価値論、どちらがいい・悪いとかというような教え方をされたのか、なんでああいう質問が出たのかなと思っただけなんです。近藤先生いかがですか。

近藤

それは、私は意外・心外です。私は、学生が必死に考えて到達したのではない限り、学生がどういう立場をとろうが、興味はありませんので。

私は、講義中でも、いまの言い方で言うと、結果無価値論でないといけないというようなことは一度も言ったことがないはずなんです。問題なのは、それぞれの考え方にはどういう理由があるのか、それは相手方から見ればどのように見えるのか、です。それをちゃんと理解した上で、あとは自分で考えるのが大事なのであって、どっちかでなければいけないなんていうのは、本当に口が裂けても、お金をもらっても言いたくないところです。

あと、その人は恐らく、試験のときに、行為無価値論的なことを書いたら落ちたのだと思いますけれども、たぶん、私の試験では、結果無価値論で書いて落ちる人のほうがはるかに多いのです。

要するに、問題なのは、できているかどうかだけであって、それ以外の観点というのは、私にはないですね。

あと、学生の中には、先生は、行為無価値と結果無価値のどっちがいいとかいわないし、結論も断定しない。そこがなかなか気に入っている、と言う人もいました。これはこれで特殊な例かもしれま

せんけれども、少なくとも私の主観的な認識としては、学生諸君の立場がどっちかでなければいけないなんていうのは、ありません。

鈴木

そうなんですよ。なんでああいう質問が出たのかなと、不思議に思っただけで確認させて頂きました。

鶴藤

それは私の学生の頃でもそうでした、学部 of 学生時代から司法試験の勉強なんかしている学生は、結果無価値と行為無価値とで、どっちをとって、どっちで答案を書くか、なんてことを言うんですね。そうすると、結局、先ほどの話しに戻ってしまうかもしれないですが、自分にとって答案が書きやすい、あるいは実務でとられているとおぼしき方をとって、最初から最後まで通して講義では説明をして欲しい、そういうような発想が見え隠れしているのではないのでしょうか。

丸山

まだ栗田先生からお聞きしてないので、手続法の分野はいかがでしょうか。

栗田

民事訴訟法の栗田です。

講義と、それから演習、両方を担当しています。法科大学院を始めるときに、これからどういう講義をしていくかについていろいろ考えてみました。それで、皆さんと同じだと思いますけれども、双方向、それから多方向ということの一つの方法としてとらえていました。

一方向のときには、学生に論理的にその場で思考を展開させるという発想ですね。ただ、これを試みたときに、一番の問題は、やはり時間の配分ということになります。私は鶴藤先生の考え方と全く同感なのですけれども、やはり、パンデクテンシステムをとっていると、体系というのはい

応全部こなす必要があるだろうというふうに考えているわけです。それと双方向というのをどのように調和させていくかというところに一番問題点を感じているし、工夫をしていたところなのです。

それで、三年の間、学生には実験台になってもらったようなところがあります。このごろ、少しずつ見えてきたことというのは、実際の民訴の試験問題では、上訴まで、出題されているので、やはり、体系としては全体をとりあげる必要があります。

ただ、全部を詳しくやるということはもちろんできないわけで、全部取り上げながらも、重点的に絞って詳しく話をするようになります。また省略した部分を補う意味で、私の場合はレジュメというよりも、自分でつくった講義録全体を一週間前に提示するようにしています。学生はそれを見ながら勉強して、授業の中でそれを補強していくというやり方をするわけです。

それから、特に、これは重要な問題ではあるけれども、こればかりに時間を取っていられないというところに、レポートを課す。そういうやり方でやってきました。ただ、やはり双方向というのは非常に難しい。特に多方向、すなわち、学生同士で議論させることができれば一番いいわけですが、これはなかなか難しい。それで、これは割り切りまして、授業のとき、講義のときは多方向はやらない。双方向で、特に質問事項と学生を選んで、「きょうは君を相手にする」という形で集中的に質問していくというやり方でやってきました。

演習のほうで、双方向を越えて、多方向でやりたいというふうには思うのですけれども、それなかなかできないですね。これはこれからの課題として受け止めています。

演習のほうは、私と鈴木先生のペアで担当しています、われわれの間で、そんなに大きな違いはないですけれども、鈴木先生のやり方というのは、さっきおっしゃられたとおり、ちゃんと一審から事案の判決文を読ませて、訴訟物は何か、要件事実は何かをおさえた上で授業を進めていくものです。他方、私のやり方は理論的なほうに重きを置きまして、基礎理論から学生に質問していく。ただし、必要と思われる点については、実務上の処理について意識的に鈴木先生に質問をして、いわゆる実務と理論の調和を心がけてきたつもりです。

一般的な印象ですが、手続法というのは学生にとっては一番最後にやる授業科目で、なじみが薄いという意味で難しい科目です。特に、純粹未修の学生にとっては非常に難しい分野になっていると思います。ところが、意外なことに、これはいままでの話の中にも出てきましたけれども、既修者か未修者かというところでは成績の評価は分らないのです。未修者の中でも非常によく伸びているという学生もおりますし、既修者で、最初いいと思った学生が案外伸びていないことがあります。この違いは、本人の思考能力の柔軟さ、固さに起因しているように思います。ただ、その部分をどうやって補うかという、授業や演習だけでは無理で、学生の自助努力をまつ、あるいは正規のカリキュラム以外で学生同士が勉強会を実施し、教員もそれについて支援をするというやり方でやらざるを得ないかなということを感じています。

森田

先生、いまおっしゃった、既修、未修というのは、いわゆる、既修者試験を通ったという意味では……

栗田

そうではなくて、理科系出身で、全く法律の勉強をしたことがないにも拘わらず、理解力のある学生です。

田口

民法の田口です。

鶴藤先生と鈴木先生からお話がありましたので、特に付け加えることはないですけれども、一点だけ、私がいまだに戸惑っている点だけお話ししたいと思います。

それは、演習課題の進め方についてです。それには私かなり戸惑っております。なぜかといいますと、学部ころのイメージがあまりに強く、それとのギャップが大きいのです。

本来の演習といいますと、具体的に受講生に問題を、やりたいテーマで選ばせて、自分で調べてきて、それを報告する。それについてみんなで議論するというものである。つまり、学生が自分でやってくるというのが前提で、演習というのは成り立っているのだというふうに思っております。ところが、法科大学院の演習の場合には、教員のほうが準備をして、その構成や質問を組み立てるわけですね。早い話が、ただそれに順番に乗っていけば自動的に答えが出てくるのです。つまり、学生が自主的に、どこが問題であるのか、それをどのように考えるべきかを徹底的に調べてきたことを前提とした演習ではないのです。

その結果、質問していきますと、一言二言、事前に質問項目はわかりますから、それに答えてはくれるのですが、さらにそれに突っ込んで、議論が深まることもなく、学生同士の議論があまり活発になされなかったように感じられました。そこで思い切って、例えば学生に全部やらせて、発言させて

みると、意外と双方向の突っ込んだ議論ができるかもしれません。しかし、反対に場合によっては全く何も意味がなかった一時間だったということにもなりかねませんので、そこから辺で、どちらがいいのか、悪いのかいまだに悩んでおります。もう少し、演習の進め方を工夫する必要があります。

例えば、私が問題を自分で組み立てた場合には、やはり学生が受身になってしまうという問題があるだろうと思います。学生に自主的に勉強させるためには、事例を最初に掲げて、それについてどう思うのか、どういうふうに考えるのか、レポートを書かせたり、添削するとか、そういうふうな形になりますと、かなり自分で調べてくるということになりますので、よいのではないかと最近、考えております。いずれにしても、演習は法科大学院教育の一つの柱ですから、演習をどう進めたらいいのか、どう進めたら学生が活発に、自主的に勉強して、それから、活発に議論するということに持っていけるのか。実はそれが十分に達成できず、結局一方的に説明して終わってしまったというのが現状です。

このような点にいまだに悩んでいるところが、皆さんからいろいろお知恵を拝借できれば大変うれしいのですけれども。

鈴木
その点で、私も、民法法総合演習Ⅰのやり方については、やっぱり、あれでいいのかな、よかったのかなという点はあるんですね。

ちょうど、田口先生と栗田先生がペアで半分、私と鶴藤先生で半分というやり方で、シラバスの半分ずつを、結局は、田口先生と栗田先生がやられるやられ方は担保物権になり、私と鶴藤先生とは債

権法というように、分野は違っていて、担保物件の分野では執行的な面は入ってくるのですけれども、ケースメソッド、プロブレムメソッド的で、大きな全体的な事案ではないわけなんですよね。

やっぱり、民事総合演習というのは、新司法試験でいえば、本当に大きな問題、この問題のつくり方が難しいですけども、資料なんかでもつけた、そういう問題を探して事前に学生に提供してやる。それも、既存の判例集から選ぶと、検索されて、結局はあまり効果がないので、既存の判例集をうまく変えるか何かして、学生にその大きな事例の、民法と手続法が入った事例をつくってやるほうがいいのではないかなというふうに感じながら、過ぎちゃってきましたけれども、民事法総会演習はその問題のつくり方が難しいですね。

森田

その点は、田口先生とやっている演習では、三つケースを設定します。判例というのは、結局判例しか材料がありませんから、もつとそれ以前の資料が必要であるということ、私が扱った事件と、あと、売買自体は、私自身がやった家屋の売買ということですから、この際、私生活を犠牲にして、事例をつくって二年間やりまして、去年一つ差し替えたのですけれども、そんなことで何とかやっていきましたが、やはり、借り物の事例ではなかなかそういう踏み込んだことはできない。

その中で、一つは、基礎的な手続きの説明もしたり、また、例えばごく基礎的な明け渡しの手続きというのはどういうふうに裁判が起きて、どういうふうになるのかとか、去年は借地非訟関係の一つやりましたけれども、そういった、一つは実務の流れ。同時に、実体法上の論点もやるということ、事例としては三つに絞るけれども、それぞれその中に結構いろいろな論点を含むような形で設定をす

る。それで、田口先生とのやり方は、最初に私が事例提示をして、次に関連する一般的な論点を田口先生が、判例とか事例でコメントをする。その上で起案をさせて、起案に基づいて、次の授業で私とその事例について議論させる。そういう流れを考えてきたのです。本当は、何の解説もなしにパンと資料を与えて、課題を与えるというふうにやったほうがいいかもしれないのですけれども、それで本当にちゃんとまともに起案ができてくるかという不安もあるので、最初に事例を提示する段階で、結構コメントをするということをいままではやってきました。

だから、そういう意味では、一定程度論点はわかったうえで、学生は起案をしてくる。それで、田口先生の講義を挟んで、僕がやるときは、上がってきた起案を一応全部チェックして、主要な論点についてのそれぞれの立場を、こいつは消極的、積極的ですとか、皆さんやっておられるように、前の晩に必死に読んで準備するわけですけれども。それを使って、事前に起案を出させるのはやはり、何とか授業の中で議論をさせたいと思うんですよ。だから、お互いに基本的な考え方がわかっていれば何とかできるであろうということで、授業でも、例えばこの問題点についてあなたはどうかと、違う立場の人はどうだという形で当てていく。

そこで、授業でもうひとつ踏み込んで議論してほしい。私は消極、私は積極と言わせた上で、こいつは積極なんて言ってるけど、もう一度言い負かしてやれと煽るんですけれども、なかなか乗ってこない。「私も、そう言われればそうかもしれません」とか、そういうことで終わるので、そこは非常に残念なんですけれども、なかなかそれは、とにかく事前に起案を出させることで議論させようと試み

丸山

てはいるのだけれども、なかなかそれができないということはありますね。

演習科目について実務と理論の架橋の講義方法、あるいはその実態の問題点について少し時間を取られすぎたかもしれませんけれども、大きな関心事ではあるので、課題を共有するできたのではないかと思います。

とりあえず、大きな問題としては、理論と実務の架橋といった場合に、研究者と実務家がコラボレーションするということは、実務が変わるのか、あるいは研究が変わるのかという、そういう側面が実際あったかどうか。その兆しはあるのか。そういう点について、少し大きな議論ですけれども、多少しておく必要があるのではないかとふうに思います。

間部

その前に、まとめ的な指摘をしておきたいのですけれども、ロースクールが前期修習を代替することを期待されているのかどうか、という前段にやったものにもう一回立ち返って考えてみると、この三年間にやっていた演習というのは、僕の中ではとても重要な役割を持っていたと思うのです。

どうやったら、この演習が活性化して、目的を達成することができるだろうかという問いが田口先生からも出たし、何人かの先生から出ているわけで、それをもうちょっと詰めて、前期修習をクリアして、なおかつロースクールの独自の境地に到達するとしたら、どういうような持ち方が可能なのか、というところに議論はいくべきなのだろうなという気がするのですね。

その萌芽として、森田さんがさっき言われた、つくり物の素材ではなくて、ご自分でやられた幾つかのテーマを素材にして、書かせて、それを議論させる。前期修習でやっていたことというのは白表

紙起案で、その起案に基づいて教官が当てたりなんかしながら採点もして、ということをやっていたわけで、その型はある程度採用しつつ、法科大学院らしさというものをそこに入れ込んでいく演習の持ち方をさらに深めていくということなんじゃないかと思うのですね。

私は、民事総合演習とか、刑訴総合演習には関与していませんので、そこところは発言できないのですけれども、恐らくは、その分野が一番、前期修習との対比において、ロースクールが独自性を発揮できるかどうかの正念場という気はしているのです。それが一つ。

きょうの議論でそこまで行くのかどうかわからなかったので、ちょっと問題点だけ言いますと、前期修習との関連でいくと、基礎科目をロースクールではやらなければいけないというのが一つあって、もう一つは、実務を意識した科目としては、演習とは別に、実務基礎科目というのがあるわけですね。私がやっている刑事実務とか、鈴木先生がおやりになっていた民事実務とか。それはどういう役割を期待されているのか。

ロースクールのカリキュラムの中では、一年次の基本的な基礎科目、二年次以降の演習、三年生の総合演習という三段階で行くわけですが、それとはちょっと違った毛色のものとして、実務基礎科目というのがあって、それが十分なされてきたかどうかという検証も必要だと思うのです。

私の場合は、刑事実務を、私自身がやった事例をもとに書かせて、採点して、それを講義で言うという、研修所の白表紙でやっていたような、前期演習でやっていたようなものを念頭に置きながら、白表紙ではなくて、私がやった事案についてやってみる、というのを試みたのですが、ただ、これは、

椽川

学生が増えてきたことによって、採点が、一年目に比べて三分の一の能力になってしまつて、意図したところがだんだんうまくできなくなつていったというのが事実だろうと思うのです。そのことは、今日のテーマの中の教員の問題。やっぱり、一人で刑事もやり、公法演習もやり、民事もやりで、三つ科目を与えてやるというのはやっぱり至難の業というか、やっぱりスタッフの充実。これは後で議論になるのだろうと思うのですが、個々の教員の努力・工夫とは別に、トータルとして、法科大学院のスタッフの今後というか、その議論に最終的にはなつてほしいなというふうに思います。

実務と理論の架橋の問題ですけれども、新司法試験がどの程度の架橋を求めているのかという点について、今年の民法法の一問目の商法の問題を見ると、実は、起案のようなことを求めるのではなくて、ビジネスプランニングのような問題が出ていますね。つまり、事業譲渡という実際の目的があったときに、その事業譲渡を実現する。こういう制約条件があるところで目的をどういうふうに達成したらいいか。そのときに、商法や会社法の規定について、どこを使うべきか、あるいはどの規定がその制約条件に抵触してしまうのか、ということを書きちゃんと書きなさいというふうな問題になつていたわけです。

そうすると、ここでは、要件事実というのは問題にならないわけです。とは言え、純粹に理論的な問題かという点、もちろんそうではない。書き方の問題として、実際に弁護士の方がビジネスプランニングするときに書く様式で書け、なんていう要求は全然されていないわけですから、最低限、やっぱり、条文と基本的な判例で打ち立てられた規範について、それがあつた特定の実践目標に向けて

きちんと利用できる程度には、全体として体系化された知識を持っている。そういうことをたぶん見ているのだろうと思います。

そうすると、私が司法試験から受けたメッセージというのは、起案ができるということまで求めているのではなくて、少なくとも、例えば訴訟に勝つといったような実践目標に向けて条文が利用できる。あるいは、その理論をきちんと説明できる。結果として、その力があれば普通は、白紙紙のよいうなことで起案は、不十分ながらできるだろう。その程度の力はやっぱり求められるのかなという気がしています。

鈴木

私としては、民事実務の科目の位置づけとしては、やっぱり、試験を念頭に置いたものではなくて、司法研修所の前期の実務修習程度の実務感覚を植えつけるという位置づけでやってきて、弁護士がある依頼者から相談を受けてから、その相談を受けた事件処理を、どう処理するか。法的に処理するか、ADRでいくか、示談でいくかという、刑事で言うところの検事の事件処理の段階から、法的に処理するところの場合には、まず、保全処分をして、それから訴状を書いて、提出して、それに対する答弁書での応答があつて、準備手続を終えて、当事者の主張整理を経て、判決があつて、強制執行で最終的な満足を得るといふ、一連の手続を教える中で、起訴状を書く段階で、その要件事実論を教えることになつている。

それを、演習授業のところでは、民事実務での訴状の書き方とか、要件事実を確認したりして、民事実務を理解しているかどうかを確認するというような材料に使ってきたわけです。ですから民事実務

丸山

は、私は、司法研修所で言うと、前期の実務修習程度之感覚を植えつける程度のもを理解させるものだというふうな位置づけでいたということをやってきたわけです。

先ほど少し言いかけた部分で、相互の浸透はあったのかどうかという大きな問題が、やっぱり制度的に残されていると思うのですけれども、研究者が実務家から学び、実務家が研究者の理論から学ぶところがあるのかどうか。そういう点がうまく協働しているのかどうか。

先ほど森田先生は、行政法に関して、大いに学ぶべきところがあつたというふうにおっしゃいましたが。

森田

それは大変学ぶべきところがあつたので。

鈴木

これは、全部の授業の回数において理論と実務の架橋がうまくいったかというところ、そうはいってないと思うので、ところどころというところか、理論的な問題を説明された後、実務的な問題が、適当なものが浮かんだときにポツと話をし、架橋するということ、はしばしばやれることであつて、全部の授業を使つてということはなかなか難しいような感じがします。

丸山

ただ、いま議題にしているのはそういうことではなくて、つまり、理論が前提として、既存のものとしてあつて、実務が既存のものとしてあつて、それを併せるだけなのかということ、そうではない面もあつたのではないかと。

本来、司法制度改革審議会の意見書にはそういうことが書かれていたのです。実務も理論から学び、実務が変革していく。理論的に変革する。つまり、実務のルーティンワークが理論化していくという

こと、それがとっても大事なことだと思うのです。そういう発想もあった。これは大学の中だけではなくて、実務家と研究者が協働することによって、お互いに影響を受けて、少しずつ、法システムの運用自体が理論化していくという、そういうことが期待されているのではないか。これは今後の課題なんではないでしょうか。

阿部

理論と実務の架橋についてですが、そうした命題の立て方自体に近藤さんは疑問をお持ちなんですよ。そもそも理論というのは実務に資するものであるということで、もうとっくに架橋しているはずのものと。

近藤

本来的にはそうですね。ただ、いろいろな多義的なところはあると思いますので。僕の認識としては、例えばノコギリは、芸術品としてもあり得るかもしれないけれども、普通の意味のノコギリというのは木を切るためにあるので、その木と独立して存在意義があるものではない。理論もそうだろうということですね。

丸山

私が言っているのは、大きな価値判断の方向性とか、そういうものを選択するときに、何らかの吸収したものがあのかどうかということですよ。

阿部

大学の研究者は、少なくとも法解釈学をやっている場合には、どうしても実務とのかかわりを意識せざるをえなかったのではないのでしょうか。

しかしその一方で、実務に入った時に、「確かに大学ではそのように教わってきたかもしれないけれども、あるいは理論的には、学説ではそうかも知れども、実際はこうなっているのだ」ということで、

大切なのは、理論ではなく現実の実務なのだという物言いがなされてきましたね。

それが、理論と実務を切り離す象徴的な物言いだったと思うのですね。法科大学院はしかし教育機関である以上、「実務はこうなっているんだから」というだけでは済ますことができなくて、なぜそうなっているのかとか、それを言葉で説明するとどうなるのか、というように、必然的に理論のほうに歩み寄っていくことを求めていると思います。実務がこうなっているんだ、という一言では済まない場になっていると思うのですね。

そういう意味で、私自身は研究者の側に身を置いてきたので、実務家教員の方にお尋ねしたいのですが、理論というものに対するものの考え方とか、あるいは理論というものの扱い方について、法科大学院の教育に携わる中で、考え方に何らかの変化があつたのでしょうか。

鈴木

それについて、お答えになるかどうかわかりませんが、私も、実務に就くと、依頼を受けた事件に有利に、どちらかというと勝訴することが至上命題になって、判例、通説が見つければ、「もうこれいいや」ということで、それ以上に反対説まで検討することが少なかったと思います。

ところが、ロースクールにおける授業の準備においては、判例、通説だけで、もうそれでおしまいで、あと反対説を考慮する必要がないんだという、実務的に考えたところを、これは判例、通説だけではなくて、反対説に対しても注意を払うようになってきました。その理由の一つは学生から反対説についての意味が分からないといって質問をうけた場合説明できなければならぬと、二つ目は最高裁の少数意見が多数意見になる場合があるように、反対説が通説になる場合もある。

また、判例が発展するためには、判例、通説だけに従って弁護士が仕事をしていたのではあまり進化しないので、それに挑戦して、少数説だけでも、これはかわいそうな事件だから提訴してやっつてあげなければいけないんだということでもって、有力な反対説を頼りに提訴する必要があるということに気づいて、これらのことを学生に教えるということになったかなという感じがあります。

リーガルクリニックの運営

丸山

それでは、実務と理論の架橋問題の延長線上で、実習科目のリーガルクリニック、エクスターンシップ、それから登記実習、これらについて少し議論していきましょか。

リーガルクリニックについてどうでしょう、鈴木先生。

鈴木

私は、神奈川大学法科大学院の付属として、臨床予防法学研究所をつくるべきだというふうに考えて、提唱しているのですが、臨床教育の一環として、リーガルクリニックというのは非常に、私は、学生にとっては実務を知るいい機会だと思っております。法科大学院生は修習生とは違った扱いをなされるようではありますが、まだ、こちらのほうでは法律事務所がないから訴訟事件を継続的に追いかけるという修習はできませんけれども、弁護士として、最初に一番必要な、重要なことは、医者との初診と同じでして、最初、依頼者が相談にきた事件を、この事件は何が法律的に問題があるか、どこに問題があるかということ念頭に置きながらいろいろ質問をしていって、自分なりに集約して、

陳述書までに書き上げることができれば一番いいわけなので、依頼者が質問にきた問題の、法律問題をよく自分なりに理解して、そしてその観点から証拠的に何が必要なのか、ほかにまだ聞くべきことがあるのか、いろいろそういうことを訓練できる場なのですね。そして、最終的に、ではこの事件は、病気で言うとは何病だ、臨床法学的に言うとは、この事件の解決の写真は何か、その解決方法としてこれは示談で解決すべき事案なのか、ADRでいく事案なのか、訴訟をやるべき事案なのかという、そういう方針決定を最初の段階ですという、そういう訓練の場としてはリーガルクリニックというのは非常に適している場でして、これが充実することが、臨床法学教育の充実として非常にいいのではないかとということで、丸山先生なんか盛んにその実現を提唱してきました。

それから、予防法学的には、いま、企業法務にかなり力を入れた会社も多いですから、予防法学的に一番重要なのは契約書の作成、将来紛争が発生しないようにするには、契約する場合にはどういような書類をつくっておいたほうがいいかというような、そういう訓練というのにも必要なこととなるわけです。

そういうようなことができる場として、やっぱり法律事務所というのがないと、ただ法律相談を受けて、学生と、最終的に批判検討して終わりという形になってしまわざるを得ないので、将来的には、臨床予防法学研究所付属〇〇事務所というのをつくって、その法律事務所で、ここから合格した人を受け入れることができ、そしてその弁護士がまた、五年か一〇年かたったときにはこの法科大学院の教授に就任できるようにするとか、あるいは、弁護士から任官できるように育てるとか、あるいは、

僻地へ行つて、過疎の、弁護士のないところで奉仕したいという人を養成するとか、というようなところに持っていければ理想的だと思います。そのためにはお金がかかるということで、基金というものをつくつて、この大学の卒業生なんかに呼びかけて一定の基金を集めて、法律事務所をつくれば、将来的にはそういう方向でいければというふうに考えています。

丸山

民事系に関しては間部先生も同様にご尽力いただいているのですけれども、また、同じようにご意見をお伺いしたこともあるので、ここで間部先生のご意見をお伺いしたいと思います。

間部

結論がだいぶ先までいってしまったのですけれども、この三年間を考えてみると、クリニックを積み重ねて、成果は、弁護士会と一緒に、みなとみらいに法律相談所ができたということだと思つてですね。弁護士会にとつても意味はあつたと思うし、神奈川大学の法科大学院としても、あそこに法律相談所をオープンさせたというのは、確認しておくべき前進だったという気がします。

この間、弁護士会で担当弁護士と学生との懇談会というのをやつたのですけれども、とてもいい雰囲気で行われていたと思います。これをもっと固めていくということが、大事だろうなという気がします。

二番目に、学内法律事務所の話について、将来の課題ではなくて、実は、去年受かつた四名のうち、任官をする人を除けば、何名かはもう実際に事務所に入るわけで、就職説明会なんかには、横浜弁護士会にも来ていたようですけれども、なかなか、新六〇期の就職というのは難しいんですね。幸いにして去年受かつた四名はすべて東京、横浜に就職できましたが、極端に言えば、これからの合格者に

対する受け皿として、学内事務所という構想を現実化できないのか。決して先の話ではない。この合格者が、ここで実務のスタートを切るということは、就職できなかったという負の意味ではなくて、ロースクールの論理からいけば、拡大再生産の拠点を学内にインプットするという積極的な意味合いがあると思うのですね。それに向けた学内の合意形成といえますか、それが早急に議論されなければいけないという気がしています。

エクスターンシップについて、別のことを言うと、鈴木先生は民事のことを言われたのですが、刑事のクリニックという点では、本学は不十分というか、できていないわけですね。これについて、法律事務所が学内にできることによって、学内の事務所の弁護士に配転される当番弁護士が出動しているときに、学生と一緒にくっついていって、実際には秘密接見はできないようですけれども、警察まで一緒に行って、一般接見をやっているというところもあるのですね。秘密接見は無理として、一般接見という形式で、学生同席で接見をしているという学校もある。そういう試みは現在の仕組みの中でもやれているわけですから、やはり、学内に法律事務所ができ、そこに卒業生の新人がいて、当番弁護士で出動するということになると、刑事クリニックの可能性も大きくふくらんでいく。そういうことが言える。それに教員がかんでいくことで、まさに生きた実践が、新人弁護士と同時に、そのクリニックに参加する学生にとってもかなりビビッドな実務感覚というものを学んでいくことができるという気がします。

先ほど、演習の議論の中で、頭の固い学生をどうしたらいいかというような話があったと思うので

すけれども、まさにそれは、実務が提起する具体的な課題に立たせることによって、彼自身が自分の言葉で問いを模索するという、そういう立場に立つことがある種の衝撃的な変化をもたらす可能性は孕んでいる。先ほど、会社法の関係で、ビジネスプランニングのお話がありましたけれども、法律相談という場面というのは、ある意味で、それに通じるようなところもあると思うのです。民事的なクリニク、刑事的なクリニク、それぞれ決して司法試験に無縁なものではない。それが、具体的な誰の誰兵衛という名前を持った人によって語られる相談事が、学生にかなりの衝撃を与えることは間違いない。これをどれだけ育てていけるか、ということがこれからの本学の課題になってくるだろうと思います。大いにこれは活発化するようにしてほしいなと思います。

丸山

学内事務所をつくるという構想は当初からあることはあったのですけれども、なかなか実際につくり上げていくというのは難しい問題がたくさんあるようなんですね。例えば事務所をつくった場合でも、経営基盤をどうするかとか、施設の問題を大学との関係でどうするかとか問題はたくさんあるようです。例えば早稲田大学ですと、事務所は賃貸借契約になっていると聞きましたし、そうならばある程度収入が上がらないと維持できないとか、具体的な問題をクリアしていく必要があると思います。学内事務所をつくるという方向は正しい方向だと思っておりますがその点はやっぱり洗い出していって、一つ一つをクリアしていく必要があると思います。どなたか、ベテランの弁護士の先生に所長になっていただくとか、そういうことをやっていたかなければなかなか難しいのではないかとも思います。その点ですけれども、私も正しいということで異論があるわけではないですが、例えば、ある大学

鶴藤

の先生に伺いますと、ロースクールに事務所を設けて、学生がそれにかかわる必要性はないというふうにおっしゃるわけですね。そういうふうにお考えになる大学の先生も一部にはいらっしゃるわけです。そうなりますと、そういう視点をもっている大学あるいは先生との関係では、批判的に検証したうえで、正しい、という話ではなくて、今、最初から「正しい、必要だ」という議論になっているので、そこはちよつと詰めてもよいのかなという気が個人的にはしております。

例えば、今、頭の固い学生はリーガルクリニック参加をすれば、というお話があったかと思うのですが、確かにリーガルクリニックに参加することで、センスがよくなった学生も私は知っているので、そうでない学生もやっぱりおりまして、そういう学生が、講義を聴いたり、演習に参加するよりずっといいと言っていたりするわけです。その後者の学生の例は、あくまでもその学生の個人的な資質の問題だというふうに切り捨ててしまつてよいのかどうか。つまり、リーガルクリニックについては、どの段階でどういう学生が携わることが、より学生にとって教育的な観点から意味を持つものなのか、ということを検討しなくてよいのか。

また、リーガルクリニックをする、あるいは法律事務所を持つということを、学生の教育の観点から検討すると同時に、法科大学院というものが、神奈川大学の大学院として、社会との関係で本当に必要とされているものであるのかどうかを検討して、必要だというふう結論づけないと、なかなか、学内においては、法律事務所を設けるという話になると、合意が得られないのかな、という気がするわけです。

というのは、先ほどの間部先生の御発言の中で、司法試験に合格した者の就職が困難だというお話があつて、法律事務所を設けることは、就職が困難な学生のための就職先という意味ではないと、はっきりおっしゃっているわけですから、しかし、これは学内でのほかの学部、あるいは研究科から見ると、やっぱり就職場所を大学側が作つてやつて、就職を斡旋しているように受け取られかねないと思うわけですね。「いや、そうじゃないのだ。学生の教育にとつて意味のあることであつて、大学として、社会との関係で責任として果たしていくべき事柄として必要なのだ」、ということを引きちんと議論しておかないと、なかなか学内で受け入れられないのではないかと思うのですが、いかがですか。

丸山

学内で受け入れられるか、受け入れられないかという問題は、他学部との関係と理事会、学長との関係、いろいろあるでしょうけれども、付属病院的なものだという発想でいけば、それほど受け入れられない問題ではないと思うのです。

ただ、むしろ問題なのは、運営できるかどうか。そういうことのほうがより一層問題だと思つてます。

鈴木

資金の問題ですね。

お話を伺つていて、休憩前の議論とのつながりで確認をすればいいのかなという気はするのですね。やっぱり、世の中が法科大学院に何を期待しているのかということとのかかわりで、学内法律事務所というのは有益なのか、無益なのか、ということだろうと思つたのですね。それを考えた場合に、私は、結論的には有益だろうと思つたわけですね。

阿部

問題は、それを社会的な広がりの中でそうだとしようように、おおよそ共鳴していただけるだけの説得力が、必要だろうとは思いますが、そういう枠組みの確認をすれば足りるかなと思います。

クリニックは神奈川大学法科大学院の最大の「売り」の一つであって、これを拡充していく方向性に、さしあたって間違いはないだろうと思っています。ただ、この二、三年間の経験を踏まえていうと、クリニックのやり方には少々問題があったのではないかなという気もしています。端的に言ってしまうと、やりっぱなし、やらせっぱなしのところがあったのではないか。要するに、フォロアアップというか、そこでどのような法的な論点が出てきて、どういうことが争われているのかということを引きちんと復習したり、あるいは提出してもらったレポートについて、教員の側がケアしていくという、そういう形の作業が必ずしもこの間十分に行われてこなかった感にとらわれているのです。

それと、ローヤリング技能についても認識が不十分だったと思っています。これまでの実務家に関しては、ローヤリングは言ってみればオン・ザ・ジョブ・トレーニングというか、その場で学んでいくということだったと思いますが、法科大学院ではそれを進めて、言葉にして、ローヤリングの実際を説得的に、学生たちに説明できるようにしていくことが大切だと思っております。

言葉にすることによって、実務に携わっている人もまた自分自身を振り返っていく機会になっただけではないですか。

もう一つ、クリニックと、弁護士会の法律相談との決定的な違いは、教育の側面にあります。法律相談に答えていくという意味では、弁護士会の法律相談と変わらないところがあるにしても、そこに

学生が関与し、しかも学生は、少なくとも法科大学院棟で実施する無料の法律相談の場合には、その法律相談に主体的に関与できるというわけです。それが、弁護士会などがこれまでおやりになつてきた法律相談等のあり方との形態的な違いであると同時に、実質的な中身においても、これまでの法律相談のあり方への批判的テーゼを掲示する契機にもなつていゝのです。法科大学院にかかわつてくださる横浜弁護士会の弁護士の方にも、法科大学院におけるリーガルクリニックと法律相談との違いをきちんと意識していただくことが必要だろうなと思います。

次に、学内事務所の問題ですけれども、司法制度改革の流れが大学改革に接続されたところに、そもそも出発点からの難しさがあつたのです。特に法科大学院制度というのは、鈴木先生が冒頭おっしゃつたとおり、アツという間にできました。非常に強い政治の力が働き、文字通り準備がないまま、理念なども後付けでできたようなところもあります。それがさらに、大学の中に、法科大学院を接木する形になつたことから、大学側も相当混乱しているわけです。

法科大学院というのは、司法制度改革の一環でありながら、大学改革の一環でもあるということ、そこはよく言えば交差しているのですけれども、どっちつかずの立場にもあつて、大学の側としても、得体が知れないというのが、この二、三年ぐらいの本音だつたんじゃないでしょうか。もちろん、法科大学院に関して、神奈川大学は力を入れてやつていくということは、理事会もはっきり明言してきています。そこは心強いです。

学内法律事務所の設置に向けてですが、一番大学側にアピールできるのは、社会的に求められてい

丸山

るということをはっきり打ち出すことですね。そうした社会的要請に応えていくということが、いかに地域への貢献になるのかということを中心に説明して、さらに制度的に具体的なプランニングができれば、あとはもう大学側の決断に委ねることでもいいと思うのです。理事会など大学側の動きを待っているのではなくて、まずは我々自身が意義・理念を打ち出し、具体的な計画書をつくっていくことですね。そういうことはしなければいけないと思います。ただ、それをこの少ないスタッフでどうやってやるのかという問題は無視できないのですけれども。

第一点のクリニックの意義で、無料相談と、弁護士会がやっていることの意義というのはかなり違うんですね。弁護士会とコラボレーションして、弁護士会は大学にじり寄って、大学は弁護士会に開放する。これはとってもいいことで、新しい社会のあり方というものを示唆する、先取りしているという意味ではとってもいいんですが、実態としては、阿部先生がおっしゃったように、学生はただ聞いているだけなんですよね。主体的な参加はできていない。そこで弁護士を客観的に見ているだけで、弁護士の評価はしているみたいですけども、自分が主体的に参加するという面はない。だから、やはり、学内での相談というのとはとっても大事で、彼らが主体的にやるということは意義があるのではないかというふうに思います。

それと、弁護士事務所をつくった場合には有料になるに違いありませんから、その有料化することによって社会貢献の度合いがどうなるかという問題も出てくるので、そういう点も考えなくてはいいけないと思います。

いろいろな問題がクリニックに関しては具体的なレベルでもはあります。とりあえず、弁護士会もそうですけれども、案件つまり素材を実際に見つけるといふ苦労がとつても大変なのです。何とか二年間回ってきまされたけれども、案件を獲得するのに日々努力しなければいけない。

弁護士会の相談ですら、事件がないということがあるので、それをどうするかということも、大前提としてとつても重要な問題で、それについていろいろ努力をしておりますけれども、広報活動をずつとやり続けなくてはいけない。まずそこをちゃんとしないと、砂上の楼閣で、制度だけあるということにもなりかねないことになります。

鈴木

毎週一回、必ずやりますということをPRすることですね。

春休みとか夏休みとかというところ、中断してしまうのではなかなか継続的に来ないので、もう少しピラなんかをつくって、もっとPRをしないと。

丸山

それはずっとやっていますけど。

鈴木

あそのの(二四号館の外の広場)看板だけでは足りないのではないですか。

丸山

たぶん、大学がやっているということ、休みの時期になると急に減るんですね。それで大学が講義をやっているときには結構来て、途絶えることなく、むしろキャンセルしてもらいうくらいの数が今年に来たのです。ところが春休みになるとバタッと止まって。そういう状況をもう少し改善して、定着させるといふことは必要だと思います。しかしだんだんと、去年よりも今年は随分増えていますよ。看板の成果もありましたし。あれで十数件来ていますからね。

鶴藤

増えているでしょうけれども、この前の卒業式に、二部の学生の証書の受け渡し担当だったので、その中の学生に、一人、どっかで見たことがある学生がいて、これが、実は、今年相談に来ていた学生で、身分を隠して、普通に勤め人だということと相談に来ていた学生がいましたね。

実はもう一人、私もリーガルクリニックに携わったときに、よりによってこの学生の一年生が相談に来たということがあって、意外に、別にサクラを頼んでいるわけでもないのに、内部の者が相談に来ている。

丸山

内部もいますよ、結構。

間部

という感じはありますね。しかも、まあいいんですけども、お膝元のロースクールと法学部の学生とは、というのが正直なところの驚きでしたけれども。

丸山

教員が結構いるんです。

鈴木

教職員何百人いるのかわかりませんが、そういう人たちが来られるだけでも結構な人数になるでしょう。

丸山

教職員はもう既に三人ぐらい来ていますからね。教員の私事が結構来たりするので、これはこれで、法曹倫理という点からは慎重を要する事柄だと思います。

間部

総合大学なるがゆえに、あの看板を登下校の際に必ず見るという人の数というのはかなり多い。学生の親とか、そういうものも含めると、やっぱり、母集団は結構あります。学生・教職員が多いことは強みになっています。

丸山 今年は、看板を見て来た人は、やっぱり近所の人が多いんです。要するに、学内の人ではなくてという意味で。

それで一番数が増えたのが、自治会長がこの出身の人で、一生懸命宣伝してくれて。そしたら、この辺の相続事件とか、土地の事件があったときに来たという、そういうことがありましたね。

阿部 宣伝の余地はかなり残っていると思います。学内の講演会であるとか、卒業生や保護者の会であるとか、入学式などを使ったり、その他、学内外のいろいろな人が出入りする場で宣伝することはまだほとんどやっていませんし。

丸山 ただ、どこから来たかというのを統計を取ってみると、結構ばらつきがあつて、パンフレットを見たとか、看板を見たとか、ホームページを見たとか。だから、多元的にやっておかないといけないですね。

阿部 そうですね。ただ、これはクリニックなので、教育的な意味合いが入ってきますから、果たして、取り上げる事例としていいのかどうかというものも、本当は精査しなければいけないところがあるのですけれど。

丸山 そうなんです、数の制約もあつてそこまではやっていないというのが現実ですけれども。

鈴木 いま、受付体制はどうなっていましたか。話を聞いて選別する人。

丸山 受付は、アルバイトがいましたけれども。二人ぐらいいたのかな、それと事務の人で。

森田 いま事務の人が直接やっていますが、法学部の大学院生にお願いしてもいます。

丸山 院生はもう卒業しましたから、新たに募集しなくてはいけないですけれども。

丸山 ところで、もう一つは自治と人権のクリニクをどう発展させるかという問題があります。

森田 地方自治のほうですが、実は案件は非常に、当初困っていてというか、それを幸いに私の事件を持ち込んで、安達先生の知恵を借りてやるというようなことをやっていたのですが、でも、去年はどうでしょうかね、半分くらいは外からの依頼ですね、いろいろなルートで。卒業生のルートとか。ですから、そういう意味では結構バラエティも出てきましたし、おもしろいのかなと思います。

安達 飛び込みの案件なんかもあるし、当初は森田先生がお持ちのものを持ってきていただいたということが結構あったのですけれども、最近では、私のほうに個人的に来た相談もこちらに来てもらおうというふうにしたりしていましたが、大体、月一回ぐらいは確保できるといふようになりますので、それなりに実績は、三年間でできつつあるかなという感じはしています。これも、森田先生がいらっしゃるからということがあって、かなり個人的に依頼させていただいているということです。

今後継続的にそういうふうになっていくかどうかという点、その保証は全くありませんので、もう少し宣伝もする必要があるでしょうし、実は私は、先ほどコラボレーションの話が出ましたけれども、リーガルクリニックで、森田先生からいろいろと持ち込んでこられる案件で刺激を受けて、緊張しながら、難しい現代的な地方自治問題に取り組むということになっていまして、そういう面では非常に勉強になっています。また、それなりに関心を持つ学生が少なからずいますので、そういう意味では一定の成果は上がっていると思うのですが、ただ、阿部さんが言われたように、終わった後のフォロー